

令和3年7月27日

## 第151回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第151回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年7月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 令和3年7月27日  
会議の場所 あえりあ遠野 交流ホール  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池今英  
農地係長 多田由香子

本日の案件 第151回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について  
議案第20号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第21号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ  
ん委員の指名について  
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第24号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第25号 令和3年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関  
する要請決議」提案事項について  
協議第1号 令和3年度家族経営協定の推進について

開会時刻 午前10時

議	長	<p>本日はお忙しい中お集まりをいただきありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を16番、小向幸子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第151回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、6番、古屋敷徳夫委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 会長として出席いたしました会議等の内容についてですが、今月はございません。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>それでは事務事業経過報告書をご覧ください。</p> <p>6月29日、遊休農地解消活動としてエゴマ定植を行っております。同日、松崎地区地域推進班会議を開催しました。</p> <p>6月30日、附馬牛地区地域推進班会議。</p> <p>7月1日、土淵地区地域推進班会議。</p> <p>7月2日、青笹地区地域推進班会議。</p> <p>7月5日、上郷地区地域推進班会議。</p> <p>7月6日、宮守地区地域推進班会議。同日、令和3年度第1回家族経営協定推進会議を開催しております。</p> <p>7月8日、達首部地区地域推進班会議。同日、遠野テレビ「アグリガイド」、農地パトロールについて収録がございまして、佐々木義弘委員と田中ナオ子委員に参加いただいております。</p> <p>7月9日、鱒沢地区地域推進班会議。</p> <p>7月12日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>7月13日、令和3年度第1回遠野市農業委員会農政専門委員会を開催しました。</p> <p>7月14日、遠野テレビ「アグリガイド」放送日でした。</p> <p>7月16日、農地転用等現地確認調査日でした。</p> <p>7月19日、令和3年度第2回遠野市農業委員会農政専門委員会。</p> <p>7月21日、令和3年度第4回遠野市農業委員会運営委員会。</p> <p>本日、7月27日、令和3年度農地パトロール出発式。第151回遠野市農業委員会総会。この後、令和3年度第1回農業委員会だより編集委員会議を開催します。</p> <p>7月28日以降の主な行事予定です。</p> <p>7月28日から8月6日まで、令和3年度農地パトロール(利用状況調査)を実施します。</p> <p>7月29日、令和3年度いわてポラーノの会第2回理事会が盛岡市で開催されます。</p> <p>8月3日、令和3年度第1回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市のエスポワールいわてで開催されます。</p> <p>8月10日、農地法等申請締切日。同日、家族経営協定研修会を開催します。</p> <p>8月11日、令和3年度農業者年金加入推進特別研修会が盛岡市の岩手教育会館で開催されます。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>8月23日、令和3年度第5回運営委員会。</p> <p>8月25日、令和3年度第2回地域農業マスタープラン実践塾が盛岡市の岩手教育会館で開催されます。</p> <p>8月26日、第152回遠野市農業委員会総会。終了後、家族経営協定研修会、令和3年度第3回農地利用最適化推進検討会を開催します。</p>

	<p>なお、まだ決まっておりませんが、8月上旬に令和3年度第2回農業委員会だより編集会議、8月中旬に令和3年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会を開催予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。1ページ、2ページです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は11件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が農地を取得したものです。孫が相続するものが1件、子が8件、配偶者が2件です。</p> <p>今後については、番号1番、一部宅地、残りは自己管理です。 番号2番、貸付です。 番号3番、一部貸付、残りは自己管理です。 番号4番、一部貸付、残りは自己耕作です。 番号5番、自己耕作です。 番号6番、現状維持です。 番号7番、自己耕作です。 番号8番、現状維持です。 番号9番、自己耕作です。 番号10番、自己管理です。 番号11番、自己管理です。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。3ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、体調不良により解約するものです。今後は中間管理事業を活用し貸し付ける予定です。</p> <p>番号2番、中間管理事業の貸付に移行するため解約するものです。</p> <p>なお、議案第22号で、それぞれ改めて農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、この後審議していただきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。「令和3年度岩手</p>

	<p>県農業委員会大会への要請提案事項」、及び、令和3年度の活動計画について7月13日に開催した令和3年度第1回農政専門委員会、及び、7月19日に開催した第2回農政専門委員会における協議の結果について、古屋敷徳夫農政専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>本年11月10日に盛岡市で開催が予定されている「岩手県農業委員会大会」への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項について、岩手県農業会議から示された取りまとめ項目に沿って、担い手が将来安心して農業を継続できるように現場の声を大会へ届けたいという思いで検討・協議を行い取りまとめた、とのことでした。要請提案事項については、この後、議案第25号でご審議いただきます。</p> <p>また、活動計画について協議した結果、今年度の予定となっていた「県外研修」については、新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため実施を見送り、来年度の実施とすることにした、とのことでした。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦労様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に17番、河内克倫委員、18番、奥友康悦委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページです。第151回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計1件、42㎡。</p> <p>利用集積、今月計28件、96,175㎡。</p> <p>法第4条、なしです。</p> <p>法第5条、今月計9件、7,994㎡。</p> <p>適用外、今月計3件、448㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、6,695㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第20号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第20号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人が姉の死亡により申請地を相続しましたが、高齢で耕作できないこと、また、申請地は亡き姉の嫁ぎ先の農地であることから、その親戚である譲受人に贈与するものです。</p> <p>以上1件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	<p>●●の林崎恵美子です。5月に確認したところなのですが、農業委員2名と推進委員3名で現地を確認したところ、今も水稻を作付けしているということで、今回贈与ということで、何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【日程第3】</b> 日程第3、議案第21号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>7ページです。議案第21号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおり売渡しのあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。あっせんの売渡し申出内容については記載のとおりであります。本件のあっせん委員として古屋敷徳夫委員、田中ナオ子委員を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【日程第4】</b> 日程第4、議案第22号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>8ページから15ページまでです。議案第22号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は28件です。すべて利用権設定の新規となっております。なお、28件の内26件が中間管理事業による契約となっております。 番号1番、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号2番、3番、4番、同一の担い手への契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号5番、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号6番、契約期間5年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設</p>

	<p>定です。</p> <p>番号7番、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号8番、10番、11番、同一の担い手への契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号9番、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号12番から28番まで、同一の担い手への契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。合計の筆数は27筆、面積は53,148㎡となっています。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10番委員	10番、鈴木です。11ページの13番の件ですけれども、貸人が3人いるわけですが、持分が2分の1と6分の1と6分の1で6分の5になるわけですが、残り6分の1は誰のものになるのですか。それと賃料が■■■■■円となっていますけれども、これは3人の他に子がいるわけですか。
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	会議を再開します。
事務局次長	13番になりますけれども、関係者で持分が6分の5ということで、お亡くなりになっている方に係る申請なので半分以上の持分の方からハンコをいただければ契約が成り立つということになっておりますので、そういう形で申請されたものになります。お金の関係は1番上に書かれている方で、賃料の支払い等農業公社の方からという内容になっております。
議長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第23号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

農地係長

16 ページ、17 ページです。議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。

番号 1 番、2 番、同一事業であります。土木建設工事用資材置場を目的とする転用です。申請人は市内で土木建設業を営む法人で、土木工事一式を多く受注しているため、大量の資材、工事現場で発生する土砂利をストックする場所が必要であることから、現在の資材置場を拡張するものであります。申請地は第 1 種農地であります。既存の資材置場の隣接地であり、第 1 種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当することから、許可できるものと判断いたしました。被害対策といたしましては、盛土した法面にわら芝を吹き付けるという工事を行いまして、被害対策を行うということを事業計画書で確認しております。事業費につきましては自己資金で実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号 3 番、農業用施設を整備するための転用です。申請人は市の認定農業者で水稲及び畜産経営を行っておりまして、事業拡大のため、母からの贈与により、牛舎、堆肥舎及び米の乾燥小屋を整備しようとするものです。申請地は現在使用している牛舎の隣接地であり、また、母の所有地であることから、適地として選定したものです。申請地は農振農用地で第 1 種農地であります。令和 3 年 7 月 5 日に農業用施設用地として用途変更の決定を受けており、第 1 種農地の不許可の例外である農業用施設に供することから許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書が添付されております。

番号 4 番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、自宅が老朽化したため申請地を母から使用貸借し住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕中の畑で自宅の隣接地であるため、適地として選定したものです。申請地は第 1 種農地であります。既存集落に接続して設置されるものであり、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資予約証明書を確認しております。

番号 5 番、6 番、同一事業であります。従業員及び来客用駐車場の整備を目的とする転用です。申請人は●●●に本社をおき、■製品を製造する法人であります。その製品検査と発送業務を行う子会社を遠野市内に整備し昨年 9 月から稼働しております。その従業員の増加に伴い駐車場が不足することから、申請地を賃貸借し従業員等の駐車場を整備するものであります。申請地は現在休耕している畑で子会社の事業地と隣接していることから適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可できるものであります。事業費につきましては自己資金で実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

番号 7 番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在借家に暮らしていますが、生活安定のため申請地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕中の畑で市道に接し生活の利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可しうるものです。事業費につきましては融資により確保する計画で、金融機関の融資予約証明書を確認しております。

番号 8 番、自宅への道路拡幅を目的とする転用です。申請人は、市道から自宅への道路がせまく不便であるため申請地を購入し道路を拡幅するものです。申請地は休耕中の田で第 1 種農地であります。道路の隣接地で他に替え得る土地がないこと、また、集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費は自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。

番号 9 番、駐車場整備を目的とする転用です。申請人は、住居敷地内に駐車スペースがなく日常不便であるため、申請地を贈与で譲り受け駐車場を整備しようとするものです。申請地は休耕中の畑で 300m 以内に駅、役場等の公共公益的施設等があることから第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可しうるものです。事業費は自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。



		<p>以上9件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長		<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員		<p>●●地区の推進委員、松田朋幸です。7月16日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名で現地確認を行いました。場所は■■■号線沿いです。事務局が説明したとおり何も問題ないことが分かりました。以上です。よろしく願いいたします。</p>
議 長		<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員		<p>●●●地区推進委員、山本です。3番について説明します。7月16日、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の裏側にありまして、農業施設も多数ありますし、確認の結果問題ないことを報告いたします。以上です。</p>
議 長		<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員		<p>●●の山口です。16日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しました。</p> <p>4番、遠野に帰ってきて新しい家を建てるということで、現地を見たところ別に問題はないということを確認しました。</p> <p>5番、6番、旧■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■で、今■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■がありますが、そこに隣接する土地で、駐車場にすれば利便がいいということで見えてきました。</p> <p>7番、周りも住宅でちょうど家が1件建つほどの空き地というか、現状は畑ですけれども、周りに対しても問題ないだろうと確認してきました。</p>
議 長		<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員		<p>●●地区の菊池日出夫です。16日、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名、計7名で確認いたしました。</p> <p>8番、場所は●●●地区で■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の近辺であります。事務局が申し上げたとおり自宅への道路がせまいということ、20mくらいあったと思いますが、その道路を拡幅するというで問題ないものと見てまいりました。</p> <p>9番、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の東側に7、8軒の住宅がありますけれども、その中にある場所で、駐車場がなかったということで、親戚関係にありますから、長年畑として使っておりましてけれども駐車場として贈与を受けるということで、問題ないものと見てまいりました。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>
議 長		<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第24号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>18 ページです。議案第24号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は昭和40年に住宅を建築し現在に至ってしまったものです。今回、住宅の隣接地に駐車場を整備するため土地を確認したところ農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号2番、番号1番の申請人が住宅を建築した時から住宅への進入通路として使用させ、現在に至ってしまったものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号3番、本件は畑2筆の適用外証明となります。1筆目ですが、申請人が平成11年に住宅を増築した際に増築部分の一部が畑にまたがり建築されたものです。もう1筆が増築と同時期から駐車場及び庭として宅地と一体的に使用し、現在に至ってしまったものです。今回、自宅を売却するため土地を確認したところ農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上3件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区担当推進委員の菊池日出夫です。1番、2番につきましては先ほどの懸案と関連がございまして、今回、駐車場の整備について確認をしたところ農地だったということです。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区推進委員の菊池です。16日、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で、適用外証明のため現地確認を行いました。場所は■■■■■■■■■■付近で、確認したところ畑の一部が住宅と駐車場にかかっていたということでした。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第25号、「令和3年度岩手県農業委員会大会への『農業施策の充実に関する要請決議』提案事項について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案第 25 号、令和 3 年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実にに関する要請決議」提案事項について。令和 3 年度岩手県農業委員会大会への要請提案事項を別紙のとおりとする、というものです。読み上げて説明とさせていただきます。20 ページからです。</p> <p>令和 3 年度農業委員会大会要請提案事項</p> <p>I、農地等の利用の最適化の推進に関する事項</p> <p>1、プランの実践のための支援策の強化</p> <p>(1)農地の集積・集約化対策の充実強化</p> <p>実質化されたプランは、地域のコミュニティを維持するため、地域の農業者が話し合いを行い合意されたものであり、地域の農業現場の実態と創意工夫が盛り込まれていることから、国においては、実質化されたプランを分析し、新たな担い手の確保や担い手と中小規模の農業者・地域住民が共同で農地を維持する仕組みづくり、スマート農業の導入等、引き受け手のない農地を地域で維持する方策を構築すること。</p> <p>また、「食料・農業・農村基本計画」にも盛り込まれている次世代型農業支援サービスの促進など、地域の問題解決を支援する新たな施策を構築すること。</p> <p>(2)農地中間管理事業の改善について</p> <p>中山間地域では、認定農業者となることが難しい小規模な農業者が地域農業を守っているため、このような農業者であっても農地中間管理事業の担い手となることができるよう充実強化すること。</p> <p>また、中山間地域の農地や湿田等条件の悪い農地を借り受ける担い手に対して、助成措置を講ずること。</p> <p>なお、農地の集積に加え、今後の重要な課題となる農地の集約化を効率的に進めるためのマニュアル作成や農地コーディネーター等を増員配置するための助成などを充実強化すること。</p> <p>(3)農業生産基盤の整備</p> <p>実質化されたプランに盛り込んだ生産基盤の整備が早期に実施できるよう、必要な予算を十分に確保すること。</p> <p>(4)担い手の確保・育成への支援の充実</p> <p>農業次世代人材投資事業は、新規就農者の確保・育成に重要な役割を果たしていることから、交付対象者が承認された計画期間について、交付を確実に受けられるよう、必要な予算を継続的かつ十分に確保すること。</p> <p>また、いわゆる親元就農については、本事業の経営開始型の支援を受けるためには、5年以内の経営継承または独立自営を達成する必要があるが、親とともに共同経営者となって、同一経営で経営規模の拡大や部門の拡大などを行う場合には支援対象とできるよう、新たに「共同経営開始型」を創設すること。</p> <p>なお、行政へ提出する申請書類の作成の難しさが、新規参入のハードルを上げてしまっているケースがあることから、手続きの簡便化や申請者への支援の充実を図ること。</p> <p>さらに、小・中学生を将来の農業者候補として捉え、就業教育の一環として農業について話をしたり、農作業を体験させる活動等が行えるよう制度を充実すること。</p> <p>(5)相続未登記農地の解消に向けた法整備の実施</p> <p>相続未登記のため、農地の貸し借りができないなどの阻害要件が発生している。現在の耕作者の判断により賃借が可能となるような法整備をされたい。また、相続農地の登記の義務化の法整備をされたい。</p> <p>2、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者等への万全の支援</p> <p>全国に拡大した新型コロナウイルス感染症により、飲食店や観光業の営業自粛や休業により、農畜産物の販売額の減少や販路の縮小など、農業者の経営に甚大な影響を及ぼしている。米の緊急受給緩和対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、農業者が安心して経営継続できるよう、経営資金支援などのセーフティネットの強化や、リスク対策など、万全の支援を行うことを国に要請すること。</p> <p>なお、2023 年 10 月に予定されている消費税の「インボイス制度」の導入については、農家や中間業者に与える影響が大きく、実施時期を延期するよう国に要望すること。</p>
-------------	--

### 3、中山間地域の農業振興施策の強化

農業者の高齢化や後継者不足により、急峻かつ狭隘で農業機械も運用できない耕作条件不利地では、耕作をあきらめる農業者もいる。また、中山間地域での基盤整備では、耕作面積と同程度の法面ができ、草刈り等の法面維持管理が大変となっている。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度は、こうした中山間地域の条件不利地において農地を保全・維持していくために欠くことのできない制度であり、十分に予算を確保すること。また、両制度とも積極的に活動を行っている地域ほど事務処理が複雑多岐にわたるため、事務処理の簡便化や地域の組織の養成講座、事務委託の経費助成など、制度を充実強化すること。

なお、中山間地域における農業は、地域づくりに直結しており、食料の生産とともに、国土の保全、景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を有している。中山間地域での営農に対しては、他産業との差額を一定程度保証する新たな所得保障制度等を構築するなど、農村を維持し、次の世代に継承していくための農業・農村の活性化施策を総合的に講じること。

### 4、農業委員会組織に対する支援の充実

#### (1) 農業委員会組織の事務局体制の充実強化

農業委員会法や農地中間管理機構法の改正に伴い、農業委員会の業務は高度化し、かつ量も急増している。これらに適切に対応できる事務局の体制を強化するため、農業委員会の基礎的財源である「農業委員会交付金」を増額すること。

また、指導機関である農業委員会ネットワーク機構の体制を強化するために必要な予算を十分に確保すること。

#### (2) 機構集積支援事業の予算の確保

機構集積支援事業は、農業委員・農地利用最適化推進委員のスキルアップ及び農業委員会業務の強化に向けた研修や農地法に基づく業務の適正実施に欠かせないこと、また、農地パトロール活動用の地図の作成など、きめ細やかな活動に対応できるよう、十分な予算を確保すること。

#### (3) 農地情報公開システムの利用促進と農林水産省地図情報共通管理システム等との円滑な移行

両システムの連携に必要なシステム改修に当たっては、各システム間のデータ連携が円滑に行われるよう取り組み手法を検討するとともに、事務局体制が脆弱な農業委員会の実態を踏まえた支援策及び予算措置を図ること。

#### (4) 農業委員会法改正5年後検証を踏まえた農業委員会活動の変更に対する対応について

農業委員会法の改正によって、農地法に係る許認可業務に加え、農地利用の最適化活動やプランの実質化と実践の推進など農業委員の活動が増大している。また、総会を主とする農業委員と現場活動を主とする農地利用最適化推進委員という当初の想定と異なり、両委員が連携して農地利用最適化活動のための「地域推進班」を編成して活動するため、両委員とも負担が大きくなっている。

このような実態を踏まえた法改正並びに人材確保及び活動体制の対策を講じること。

一方、プランの実質化の取組みが進む中で、認定農業者等の担い手だけでは農地を受けきれず、農地の維持に多様な経営体が参画する必要性が高まっていることから、農業委員会に担い手の意見を反映する趣旨を踏まえ、農業委員の過半数とされている認定農業者については、その対象にプランの中心経営体を加えること。

#### (5) 農地法業務に係る制度改善

農業委員の目視と紙媒体による現場確認では、迅速かつ正確な農地現況の把握が難しいことや、農地の集積・集約化のマッチング活動の効率化等を図るためにも、ドローンや衛星写真による確認、タブレット端末によるGISデータの活用など、早急に農業委員会業務のICT化を進めること。

さらに、農地の貸し借りに関する意向を迅速に権利移動につなげるため、すべての農業委員と農地利用最適化推進委員がタブレット端末を持てるように予算措置し、早期に実現すること。また、タブレットの導入にあたっては、都道府県農業委員会ネットワーク機構が操作等の研修を行うための予算も措置すること。

	<p>II、その他重要施策の推進</p> <p>1、東日本大震災津波・原発事故への継続した対策の充実強化</p> <p>被災地では農地はほぼ復旧され、集落営農法人等による新たな農業が展開されているが、地域の人口縮小に伴う労働力不足もあり、未だ組織運営や新たな栽培技術の習得など様々な課題を抱えている。</p> <p>東日本大震災からの地域農業の本格復興は未だ途上にあることから、引き続き、除染や風評被害への対策を講じるとともに、それぞれの地域や組織の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。</p> <p>2、大規模自然災害への備えと復旧・復興対策</p> <p>近年、地震、大型台風、集中豪雨等による自然災害が多発するとともに、これまでの予測や想定をはるかに超える規模での災害が続いていることから、被災時に復旧・復興に向けた迅速な対応が図られるよう万全の対策を講ずるとともに、農村地域の防災・減災対策を計画的かつ着実に進められるよう、引き続き、国土強靱化対策の予算を十分に確保すること。</p> <p>3、野生鳥獣被害防止対策の充実</p> <p>ニホンジカやイノシシなどの生息域の拡大、増頭に歯止めがかからず、有害鳥獣による農作物被害は甚大で、農業者の生産意欲の減退が農地の荒廃を招いている。このため、捕獲の担い手の確保や捕獲技術の開発普及などの効果的な個体数管理に資する施策の充実、有害捕獲活動の上限単価を引き上げ及び有害鳥獣処理施設の整備等の総合的な支援を講じること。</p> <p>以上です。</p>	
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【協議事項】</p> <p>次に協議第1号、「令和3年度家族経営協定の推進について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長		<p>協議第1号、令和3年度家族経営協定の推進についてです。お手元にお配りしております資料をご覧くださいと思います。</p> <p>農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組める職業にするためには、家族が一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。このことから、次のとおり令和3年度の家族経営協定推進活動を計画する、というものです。</p> <p>1番の項目に、令和2年度家族経営協定締結状況ということで表を載せております。締結件数は8軒、新規が5件、見直し再締結が3件となっております。表の1番から8番まで、右端の委員さんの活動によって締結が行われております。令和2年度末の提携数累計ですが278世帯となっております。その下に地区別の締結数を載せておりますのでご覧くださいと思います。</p> <p>次のページに、項目2として、令和3年度家族経営協定の推進。目標は「家族経営協定推進アドバイザー」9名を中心に農業委員会全体で取り組み、締結推進を図るということで、目標を11世帯としております。新規、見直しを含めて11世帯。取り組み内容として新規協定の締結、ここでは農業委員さん、推進委員さんで未締結世帯を対象に、それから認定農業者等で未締結世帯等を対象に、声がけ等から締結に向けて推</p>

		<p>進していくということです。それから、既存協定の見直しということで、ライフステージの変化がある世帯への声かけ活動となっています。それから、単年度計画も含めて奨励していくという内容で考えております。具体的な取り組み内容になりますけれども、最初に8月17日までに候補者リストの提出をお願いしたいという内容になっております。その部分は具体的に4ページに載せております。家族経営協定締結候補者リストアップについて（お願い）という内容です。8月17日までに各地区のアドバイザーさんを中心に、推進班とダブりますけれども、各地区で候補になる人を書き出して提出いただきたいという内容になります。5ページの家族経営協定締結候補者リストの様式にご記入いただいて提出をお願いしたいということになっています。活動の流れ、と4ページに表にしておりますけれども、8月17日に提出いただいて、8月26日の総会に報告して、それから総会後に農業委員さん、推進委員さんを対象に家族経営協定研修会を予定しております。8月27日から締結活動開始ということで、最終的には2月の総会で令和3年度実績報告となっております。2ページに戻っていただきまして、8月17日の提出締め切りから8月26日の総会報告というのは先ほどと同じでありますし、そして締結の部分をついに二つに分けて、活動に2か月程度かかるだろうということで、1回目は前期として10月末までの活動として、候補者に協定作成を声かけ、家族経営協定の内容について助言、協定書素案の作成補助、内容確認、締結、11月総会で進捗状況報告としております。そして引き続きですけれども12月末までに後期締結、最終的には2月総会に実績報告となっております。</p> <p>3ページに、部外秘ということで、取り扱いにはご注意くださいのようですが、家族経営協定済名簿と認定農業者名簿を載せておりますので推進の参考にしていただきたいと思っております。</p> <p>最後に、「家族経営協定」で新しい時代をひらく、というパンフレットを配布しております。かみ砕いた内容で分かりやすいパンフレットになっておりますので活用していただきたいと思っております。各地区で候補者リストを、各地区で記入して提出していただきたい用紙を付けておりましたので、この用紙を提出していただきたいと思っております。</p> <p>リスト締結から、今年度の取り組み、11世帯目標ということで、進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上、ご協議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「令和3年度家族経営協定の推進について」は提案のとおり取り組むことといたします。</p> <p>10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開します。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆さんから意見、提案等ございませんか。</p>
1 番 委 員		<p>遊休農地対策としてエゴマを栽培していますが、来月初めに、パトロールが入ってきますが、摘心作業が入ると思うので、昨年みたいに日中暖かければやってもいいかなと思うのですが、もし手伝っていただける方がいればよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>その辺は日程調整してから、委員さん方のご協力をよろしくお願いたします。</p> <p>その他、委員の皆さんから。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>それでは事務局。</p>
農 地 係 長	<p>2点、連絡、お願いです。</p> <p>まず1点目、農業者年金の2021年度版の加入推進用パンフレットを10部ずつ農業委員さんの方にお配りしておりますので、加入推進で戸別訪問、それからどなたかにお話しされる場合にはこのパンフレットを活用して推進していただくようお願いいたします。もし不足する場合には農業委員会にありますので、もっと必要だという場合にはご連絡をいただければお渡しいたします。それから、パンフレット等使って戸別訪問等された場合には、毎回訪問されるたびに書いていただく報告書が加入推進セットの中に入っておりますので、加入推進する都度記録していただいて、事務局にご提出いただくようお願いいたします。</p> <p>もう1点です。チラシの上に1枚もので8月11日に開催される「農業者年金加入推進特別研修会開催について」という文書をお配りしております。まず、コロナ感染対策の観点から午後1時から3時半までの日程で、研修内容は5番に書いてある内容で、盛岡市で開催されますので、遠野市については4名程度まで参加していいですよということです。もし行ってみたいという方がおりましたら私までお声がけをいただきたいと思います。今現在は加入推進部長の佐々木義弘さんが行っていただけるとお話しいただいておりますけれども、これ以外で日程が合って参加したいという方はお帰りまでに私までご連絡をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>その他、事務局。</p>
事務局次長	<p>何点か、本日お配りしております資料の関係になりますけれども。</p> <p>1点目は毎度繰り返しですけれども活動報告書、農業委員さんに8月分の用紙をお配りしておりました。封筒に入っております。9月10日までということですのでよろしくお願い致します。</p> <p>岩手県農業会議からコロナウィルスの感染拡大防止に向けた取り組み、ということで知事メッセージ、令和3年7月9日付のものをお配りしておりました。それから、岩手県農業会議通信ということで69号をお配りしておりましたので、活動の参考にご覧になっていただければと思います。</p> <p>農地パトロール関係になりますけれども、本日お配りしました「農地パトロール実施中」と書かれたゼッケンと腕章、これは3年間の任期の間にご使用いただくということで、各自で保管をお願いいたします。パトロールでは熊鈴等は各自でご用意いただきたいと思います。事務局の方では熊除けの爆竹とスズメバチのスプレーを持参いたします。それから、資料をお配りしておりましたけれども、この総会終了後に説明会を開催いたしますのでそちらで使っていただきたいと思います。</p> <p>以上です。よろしくようお願いいたします。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第151回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午前11時15分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_